

令和3年箕輪町告示 167号

箕輪町コロナに負けるな！みのわ生活応援券交付事業要綱を次のとおり定める。この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は失効後も、なおその効力を有する。

令和3年10月1日



箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町コロナに負けるな！みのわ生活応援券交付事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対しコロナに負けるな！みのわ生活応援券（以下「生活応援券」という。）を交付することにより住民税非課税世帯等及び町内事業者への経済的な支援を行うことを目的とする。

(交付対象要件)

第2条 生活応援券の交付要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和3年10月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録され、かつ、居住している者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

ア 令和3年度市町村民税の申告をしていない者（以下「市町村民税未申告者」という。）を除き、令和3年度市町村民税が課されていない者（以下「市町村民税非課税者」という。）であるもの。

イ 市町村民税未申告者で扶養控除又は配偶者控除の対象となっているもの。

ウ 市町村民税未申告者で平成19年4月2日以降に生まれたもの。

(2)前号に該当し、次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表の規定障害程度等級1級、2級又は3級に該当するもの。

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する療育手帳（療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第37号）に規定する手帳をいう。）の交付を受けたもの。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級又は2級のもの。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条に規定する

中国残留邦人等

- 2 市町村民税非課税者及び市町村民税未申告者を判定する期日は、令和3年12月31日とする。

(交付対象者)

第3条 生活応援券の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の交付対象要件に該当する者のみで構成されている世帯及び同項第3号又は第4号の世帯の交付対象者は、世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡し、かつ、当該世帯に他の世帯構成者がいる場合は、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者を交付対象者とし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者を交付対象者とする。

(2) 前条第1項第2号の交付対象要件に該当する者は、交付対象者とする。なお、当該世帯に交付対象要件に該当する他の世帯構成者がいる場合は、それぞれを交付対象者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する者以外を交付対象者として取り扱うものとする。

(1) 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、町の住民基本台帳に記録されている者については、次のアからウまでの要件のいずれかを満たしている旨を令和3年10月15日までに町長に申し出た場合

ア 当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令が出されていること。

イ 婦人相談所により「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（公的機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書又は親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所若しくは婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(2) 基準日において、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、その旨を令和3年10月15日までに町長に申し出た場合

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置がとられている者

(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置がとられている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（交付額等）

第4条 生活応援券の交付額は、交付要件者1人につき1万円分とする。ただし、第2条第1項第3号又は第4号の交付対象要件に該当する者は、1月につき8,000円を限度とし2回に分けて交付する。

2 生活応援券は、2021消費拡大喚起・箕輪町プレミアム付き商品券コロナに負けるな！みのわ地元応援券により行うものとする。

（事業の委託）

第5条 町長は、箕輪町コロナに負けるな！みのわ生活応援券交付事業の一部を委託することができる。

（転入非課税者の認定）

第6条 令和3年1月2日以降、町に転入した市町村民税非課税者は、コロナに負けるな！みのわ生活応援券交付申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）に、非課税を証明する書類を添えて令和3年12月31日までに町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付対象者として認定しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（申請及び交付）

第7条 生活応援券の交付を受けようとする交付対象者は、令和3年12月31日までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和3年12月31日までの消印を有効とする。

2 町長は申請書が提出されたときは、これを審査し、適当と認める場合は生活応援券を交付するものとし、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 交付対象者は、第1項の申請にあたり、応援券の交付の拒否を届け出ができる。

（代理人による申請）

第8条 交付対象者より委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、交付対象者に代わり前条に規定する申請をすることができる。この場合において、交付対象者及び代理人は、申請書の委任状欄に必要事項を記載し提出するものとする。なお、代理人は、本人であることを確認できるものを提示するものとする。

（生活応援券の使用期限等）

第9条 生活応援券の使用期限は、令和4年1月31日までとする。

2 前項の期限までに使用されなかった生活応援券は、無効となり、使用することができない。

3 町長は、いかなる理由があっても交付された生活応援券を換金しないものとする。

4 町長は、交付した生活応援券について、紛失、汚損、棄損等いかなる事由が生じた場合であっても、生活応援券の再交付は行わないものとする。

(生活応援券に関する周知等)

第 10 条 町長は、箕輪町コロナに負けるな！みのわ生活応援券交付事業の実施にあたり、交付要件者及び交付対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法により町民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から第 7 条による申請が行われなかった場合は、交付対象者が生活応援券の交付を辞退したものとみなす。

(不正利得等による返還)

第 12 条 町長は、生活応援券を受領した交付対象者（以下「交付決定者」という。）が、第 2 条第 2 項に規定する期日までに市町村民税の課税対象者となり交付対象者の要件に該当しないことが明らかになったときは、交付した生活応援券の返還を求めるものとし、既に交付した生活応援券を使用していた場合は、その使用した生活応援券と同額の現金の返還を求めるものとする。

2 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により生活応援券を受領したと認めることは、交付した生活応援券の返還を求めるものとし、既に交付した生活応援券を使用していた場合は、その使用した生活応援券と同額の現金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 生活応援券の交付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

申請期限:令和3年12月31日(消印有効)

コロナに負けるな！ みのわ生活応援券交付申請書

箕輪町長

申請者 住 所 _____

氏名(署名又は記名押印) _____

電話番号(日中連絡可能な連絡先) _____

コロナに負けるな！みのわ生活応援券の交付を、裏面の「誓約・同意事項」を確認のうえ、下記のとおり申請します。交付審査で、私及び私の世帯員の課税状況について閲覧することに同意します。

1 交付申請対象者について

世 帯 員 氏 名	生 年 月 日	年齢 10/1現在	R3.1.2 以降転入者

※以下の方は住民税(均等割)非課税を証明する書類の添付が必要となります。

令和3年1月2日以降に町に転入された方

2 交付申請の委任状(代理申請を行う場合のみ記入)

下記の者を代理人と認め、 みのわ生活応援券の交付申請を委任します。			申請者署名又は記名押印
代理 人	代理人氏名 (署名)	関係	生年月日
			日中連絡可能な連絡先

代理人は本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート)が必要です。

3 交付申請に際しての「誓約・同意事項」について

- ・交付申請対象者全員の同意を得たうえで申請します。
- ・令和4年1月31日までに交付要件に該当しなくなったとき又は不正の手段により給付を受けた場合には、交付された生活応援券又は現金を町へ返還します。
- ・生活応援券を受けとる権利を他人へ譲り渡すことや、生活応援券を担保にすることはできません。

4 交付申請書の添付書類

添付書類添付欄

(式部省の合意で旨を記申候)申中日)号署

- ・令和3年1月2日以降転入者 ⇒ 住民税(均等割)非課税証明など